

黒磯ロータリークラブ会報

国際ロータリー会長：ジョンF. ジャーム
 第 2550 地区ガバナー：栃木 秀麿
 事務所：〒325-0826 宇都宮市西原町 142
 宇都宮グランドホテル内
 TEL：028-651-2550
 FAX：028-651-2551
 E-mail：m2550@agate.plala.or.jp



会長：村山 茂 幹事：植竹 一裕
 事務局：(株)植竹虎太商店内 植竹 一裕
 〒325-0056 那須塩原市本町 6-5
 TEL:0287-62-1123・FAX:0287-63-9228
 E-mail：k.uetake@coral.plala.or.jp
 例会：毎週水曜日 12:30 - 13:30
 割烹石山 那須塩原市本町 5-5

第2742回 村山年度 第8回 会報 2016 8-31 司会 田中 徹 君

会長挨拶 村山茂会長



本日は、いわゆるITについてお話しさせていただきます。ITとはインフォメーションテクノロジーの略で、情報処理を目的とするあらゆるテクノロジーの略語です。具体的には、コンピューターやスマートフォン、そしてそれらを繋ぐインターネットや様々なソフトウェアなどです。自動車や電化製品、銀行のATM等々、今や私たちの生活に欠かすことはできません。

近年では、IoT (Internet of Things) と呼ばれる「物のインターネット化」が進められています。これは、あらゆる物に通信機能を付けてインターネットに接続させることにより、情報収集や管理、制御を行い、最適な物流、販売等々の環境を構築する目的のようです。最近話題になった、ソフトバンク孫 正義氏によるイギリスの大手半導体設計会社アームホールディングスの買収劇 (3兆円) は、世界中をあっと言わせましたが、この会社はIoTに必要な小型のCPU供給で、世界の約90%を占めているそうです。

一方で、金融関係ではフィンテックというテクノロジーが台頭しております。金融 (ファイナンス) とデジタル技術 (テクノ

ジー) を合わせた造語です。

従来は、業務ごとに銀行会社、保険会社、証券会社等が担っておりましたが、今や、デジタル技術会社が金融サービスの様々な分野に進出しております。日本ではまだ我々の段階までは進んでおりませんが、地方、大手を問わず金融関連会社は、精力的にその研究開発を行っているとのこと。国も、2015年度の金融行政方針で重点施策の一つにフィンテックを挙げ、法的にも整備を進めているようです。

そして、フィンテックの中で特に重要なのは、セキュリティ技術です (と、私は勝手に思っています)。ブロックチェーンと呼ばれるものです。少し解りづらい (私もよくわかりません。) ですが、ブロックとは「一定時間内の取引+その台帳作成」のことを指しています。取引は必ず2人以上が関係します。その2人がまた別の複数と「一定時間内の取引」+「台帳作成」=ブロックを作成します。それらのブロック同士をつなぐカギは、取引内容で決まることになっているので、後で内容を置き換える (改ざん) とカギが変わってしまうので、事実上改ざんすることが不可能です。そして、それら関連するブロック同士が新しい取引に関し、常時、正しいカギか、取引に不正がないか確認し合うことで、不正防止とセキュリティを確立するとの理屈のようです。

このシステムは、従来の銀行での一元管理と比べれると、はるかに低コストで済むことと、取引記録 (台帳) を利用者全体で共有して、正しさを担保することが可能であるということで、金融事業者でないデジタル関連事業者も参入できるという画期的なことです。

出席報告 出席委員会 安藤讓治君

(出席規定の免除会員数5名)

例会日	会員数	出席数	欠席数	出席率	MU数	修正出席率
本日 8月31日	38(5)	33(4)	6(1)	89.2%		*
前回 8月24日	38(5)	31(4)	7(1)	83.8%	6人	100%

欠席の場合は当日9時30分までに次のいずれかにご連絡を。電話 62-0128、FAX62-1076 (以上石山桂子)
 メール gvqn2bz9k@sound.ocn.ne.jp

フィンテックにAI（人工頭脳）を組み合わせると、何ができるか？

- ・家計管理の自動化
- ・資産運用
- ・スマホによる決済、小口送金
- ・融資紹介、消費者金融etc

そして、先の例会でお話ししたポケモンGOなどの、位置情報に関するソフトウェアなどと複合的に組み合わせてみると、皆さん、アーノルド・シュワルツェネッガーの主演映画「ターミネーター」あるいはキアヌ・リーブス主演の「マトリックス」などの「人工知能がロボットを使って人間を管理する世界：人間が地球を破壊してしまうことを防ぐため？」が、本当に実現してしまうのではないかと感じている昨今です。もうすでに進行しているのかもしれない。

本日は、会長によるクラブ協議会ということで、この後もお付き合いいただくことになります。以上、会長挨拶といたします。

幹事報告 植竹一裕幹事



第8回幹事報告を致します。

- ガバナー事務所より9月のロータリーレートの決定が届きました。\$1 = ¥102となります。
- 10月23日に開催されます地区大会の出欠表と10月21日に開催されます記念ゴルフ大会の出欠表も回覧しておりますので、出欠をご記入下さい。
- 大田原ロータリークラブより会報が届いております。只今回覧しております。
- 那須塩原市国際交流協会様より、「姉妹都市リンツ市との交流に向けた発表会&意見交換会」の案内が届いております。大島国際奉仕委員長にお渡ししました。

委員会報告 荒井昌一副会長



皆様こんにちは、委員会報告を受け付けますので、報告のある委員会は報告願います。

● 親睦委員会 戸野俊介君



皆様こんにちは、親睦委員会の戸野です。10月5日に予定されております、観月会の出欠表を回覧しますので、未記入の方は宜しくお願い致します。

● 室井次男社会奉仕委員長



来月24日ふれあい広場が河畔公園にて開催されます。例年通り当ロータリークラブにおいても出店し会場に来られた方にサービスしたいと考えております。当日24日協力願いたく出欠表を回しますので宜しくお願い致します。



ニコニコボックス 瀬尾紀夫君



村山 茂君

台風一過、被害がなく何よりでした。

澤田吉夫 君 まもなく収穫の秋、楽しみです。
 大森貞男 君 私の母が100才になりまして、那須塩原市長がお祝いに見えました。
 秋間 忍 君 みるひいカップご協賛ご支援ご協力ありがとうございます。

クラブ協議会 植竹一裕幹事



本日の卓話はクラブ協議会という形になっております。今回のクラブ協議会の内容につきましては規定審議会に基づく定款並びに細則の変更についての説明となります。この説明につきましては、これより先、村山茂会長に議事の進行また説明宜しく願います。



本日のクラブ協議会は、2016年4月10～15日、米国シカゴにて開催された規定審議会にて採択された47件の制定案に基づき、標準クラブ定款が変更されることについて、皆様とともに検討したいと思います。それでは、お手元の資料をご覧ください。

- 1ページ：第3条クラブの目的（新設）
本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実践し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。
 これは、クラブの目的を定義するという意味で、第5条の「目的」と区分するため

「クラブの目的」とされ、新たに加えられました。

- 2ページ：第6条第2項：五大奉仕部門（職業奉仕）
 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理想に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
 従来の内容はやや自己完結型でしたが、自己の職業上の能力をクラブ活動にも活かしていこう。
- 2ページ：第7条：例会と出席に関する規定の例外（新設）
本定款の第8条第1節、第12条第1、2、3、4、5節、第15条第4節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは、少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。
 この変更の趣旨は、例会及び出席に関する規定に柔軟性を持たせ、会員の維持増強を図ることです。今回の規定審議会での最重要事項です。
- 3ページ：第8条第3節：理事会の会合（新設）
理事会のすべての会合について書面による議事録が提供されるべきである。この議事録は、当該会合後60日以内に全会員が入手できるようにすべきである。
 この件については、既に幹事報告あるいは会報にて実施しています。
- 3ページ：第9条会員身分に関する規定の例外（新設）
本定款の第10条第2節と第4～8節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。
 第10条条項の大幅改定削除に伴い、クラブ細則に補完措置を認めたものです。具体的には、ロータリーアクトも正会員になれるとの改定及び名誉会員の入会金の有無などで
- 6ページ：第12条第3節出席規定の免除
 a. 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由に

よる会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由からあるいは子どもの誕生、養子縁組、または里親になることにより12カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。

- b. 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも20年の会員歴があり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

a. については、免除項目の追加緩和でb. については、免除項目の規制措置になっています。

- 6～7ページ：第13条理事及び役員、ならびに委員会

第4節－役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長、および会場監督を含めることができる。このうち、会長、直前会長、会長エレクト、副会長および幹事、および会計は、全員理事会のメンバーとする。また、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーとすることができる。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席すべきである。

第7節－委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- クラブ管理運営
- 会員増強
- 公共イメージ
- ロータリー財団
- 奉仕プロジェクト

必要に応じて追加の委員会を任命できる。

- 7～8ページ：第14条入会金および会費
すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし、第7条第4節(a)に従い、~~本クラブの会員として受け入れられた、移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブに再入会する本クラブ元会員は、2度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。本クラブの会員として受け入れられ、入会の前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクトには、入会金の支払いが義務づけられないものとする。~~

本件については、入会金部分が削除されますが、細則にて規定すれば今後も存続できます。

以上、今般の規定審議会採択事項の主な部分を説明してまいりましたが、皆様のご意見を踏まえクラブ定款・細則検討委員会にて詳しくご検討いただき、最終的には理事役員会にお諮りしたいと考えております。

それでは皆様のご意見をあらためてお願いしたいと思います。

- 月江寛智君



今回の定款変更では、会員の減少と会員の高齢化に対応するというところで、クラブ細則への裁量の柔軟性が広がりました。仄聞によりますと入会金については定款では取らない事になっていますが、細則で取るという方向です。また例会の開催は2回でもいいとのことですが、これも従来通りの例会なのか、また会員の種類について準会員、法人会員、家族会員など検討されるのか、会長さんのお考えをお聞かせください。

村山茂会長

まず一点目の入会金の取り扱いですが、月江委員長様が仰る通り、私の年度においては細則検討委員会にお諮りして詰めるつもりですが、現時点では、従来通り入会金は頂戴したいと思っております。

これは単純に入会金の額は少額なのですが、例えば今年度の繰越金は20万程度でございます。入会金については最終的にはその辺りから見て有ると無いとではどの考え方を持っております。会費につきましても、そういった状況でございますので、このままの状態を維持したいと考えております。

それからもう一点の会員の種類、正会員と名誉会員ということでございましたが、これからはクラブの裁量で法人会員、準会員等、さまざまな会員を設けることが出来るようになるそうです。従いましてその辺りにつきましては会員増強と関連してまいります。黒磯クラブに合った会員、新たな会員資格を設けることが可能であれば、皆様から、細則検討委員会あるいは理事役員会の中でご相談頂きますと新たに設けられればと考えております。

例会については極めて私の考え方なのですが、やはり黒磯クラブは毎週例会を今の時点では継続していった方が良くのではないかと考えております。というのは週一回の例会が負担になっていると考えている方もいらっしゃると思いますが、営々と続いてきた毎週1回の例会というものは、ある意味で黒磯クラブの誇りと申しますか、これが黒磯クラブと考えております。

以上でございますが宜しいでしょうか。

● 澤田吉夫君



定款変更、細則の変更は7月1日から適応しなければなりません現実的ではありません、なるべく早くクラブ定款細則検討委員会を開いて総会で承認することが求められます。

ロータリー ハイキングクラブより

秋本番も間近、今年は10月16日(日)に尾瀬沼へお誘いする予定あります。昨年はハイキングのご案内をE-mailのみで行って見ましたが問題ないようです。10/16の尾瀬行きの詳細も後日E-meilでご案内します。



準会員の件ですが、例えば株式会社等ほどのような方法で進め行くのか、また他のクラブでは有るのか、分かる範囲で教えて頂きたい。

村山茂会長

現状では全く分かりません。会費をどうするか、出席をどうするか具体的にはこれから出てくると思いますが、前向きに検討したいと考えております。

● 高木慶一君

例会の回数については、那須クラブにおいては観光地であり、7月8月は繁忙期ということもあり月によって開催回数が違い、年間を通してのスケジュール立てて運営すると決めたと聞いております。ただ詳細な定款変更等の文書は頂いておりません。

8月31日欠席(敬称略)

吉光寺政雄・鈴木久雄・高木茂・豊田哲司
鳥居輝一・深町彰

前回 8月24日分メークアップ(敬称略)

秋葉秀樹・澤田吉夫・瀬尾紀夫・高木慶一
檜山達郎・福田逸男

次回例会

平成 28 年9月7日

担当 国際奉仕

近隣クラブ例会日

○ 火曜日 西那須野/いとう屋 0287-36-0028
○ 水曜日 塩原/塩原カントリークラブ 0287-35-2211
○ 木曜日 大田原中央/勝田屋記念会館 0287-23-4165

近隣クラブ例会日

○ 木曜日 大田原/ホテル龍城苑 0287-24-2525
○ 木曜日 那須/ホテルエビナール那須 0287-78-6000
○ 金曜日 黒羽/ホテル花月 0287-54-1105